

平成 25 年

奈良市議会 3 月定例会
提出議案 (平成24年度関係)

奈良市

目 次

奈良市報告第 1 号	市長専決処分の報告について……………	1
〳 第 2 号	市長専決処分の報告について……………	5
〳 第 3 号	市長専決処分の報告について……………	7
〳 第 4 号	市長専決処分の報告について……………	9
〳 第 5 号	市長専決処分の報告について……………	11
〳 第 6 号	市長専決処分の報告について……………	13
〳 第 7 号	市長専決処分の報告について……………	15
〳 第 8 号	市長専決処分の報告について……………	17
〳 第 9 号	市長専決処分の報告について……………	19
奈良市議案第 1 号	市長専決処分の報告及び承認を求めることについて……………	21
〳 第 2 号	平成 24 年度奈良市一般会計補正予算（第 6 号）……………	24
〳 第 3 号	平成 24 年度奈良市下水道事業費特別会計補正予算 （第 2 号）……………	32
〳 第 4 号	平成 24 年度奈良市住宅新築資金等貸付金特別会計 補正予算（第 2 号）……………	35
〳 第 5 号	平成 24 年度奈良市国民健康保険特別会計補正予算 （第 3 号）……………	37
〳 第 6 号	平成 24 年度奈良市土地区画整理事業特別会計補正 予算（第 2 号）……………	39
〳 第 7 号	平成 24 年度奈良市駐車場事業特別会計補正予算 （第 2 号）……………	41
〳 第 8 号	平成 24 年度奈良市簡易水道事業特別会計補正予算 （第 2 号）……………	43
〳 第 9 号	平成 24 年度奈良市後期高齢者医療特別会計補正予 算（第 1 号）……………	45
〳 第 10 号	奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関 する条例の一部改正について……………	152

奈良市議案第11号	奈良市下水道条例及び奈良市農業集落排水処理施設 条例の一部を改正する条例の一部改正について……………	158
ク 第12号	工事請負契約の締結について……………	160
ク 第13号	工事請負契約の締結について……………	168
ク 第14号	和解及び損害賠償の額の決定について……………	173
ク 第15号	権利の放棄について……………	174

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成25年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 市営住宅明渡し及び滞納家賃等の支払請求に関する訴えの提起について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を別紙のとおり専決処分するものとする。

平成25年1月17日

奈良市長 仲川元庸

記

- 1 市営住宅明渡し及び滞納家賃等の支払請求に関する訴えの提起について

市営住宅明渡し及び滞納家賃等の支払請求に 関する訴えの提起について

本市は、市営住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払いを求めるため、次のとおり裁判所に訴えを提起する。

1 訴えを提起する相手方の住所及び氏名

別表のとおり

2 訴えの要旨

別表に記載する者を相手方として、次の判決及び仮執行の宣言を求める。

- (1) 市営住宅を明渡し、かつ奈良市営住宅条例第38条第3項及び第4項の規定により徴収する金銭を支払え。
- (2) 滞納家賃等及びこれらに対する遅延損害金を支払え。
- (3) 訴訟費用は被告の負担とする。

3 訴訟遂行の方針

- (1) 弁護士を訴訟代理人と定める。
- (2) 判決の結果、必要がある場合は上訴する。
- (3) 本市は、上記の訴訟において必要があるときは、適当と認める条件で当事者と和解することができる。

別 表

番号	住所	氏名	住宅名及び住宅番号	請求の原因
1	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	家賃滞納
	[REDACTED]	[REDACTED]		不法占有
2	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	家賃滞納
3	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	不法占有
4	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	不法占有
5	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	不法占有
6	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	家賃滞納
	[REDACTED]	[REDACTED]		不法占有
	[REDACTED]	[REDACTED]		不法占有
	[REDACTED]	[REDACTED]		不法占有
7	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	家賃滞納

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成25年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成24年12月21日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成24年11月28日午後6時頃、奈良市三条川西町地内において、市道の穴ぼこにより走行していた相手方の軽自動車のホイールが損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 26,475円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成25年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成24年12月26日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成24年8月7日午前8時15分頃、奈良市三条本町地内において発生した、本市の公用車が相手方の自転車と接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 196,148円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成25年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成25年1月11日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成24年5月9日午前8時10分頃、奈良市中山町地内において発生した、本市の公用車が相手方の道路の防護柵を損傷させた事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 153,090円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成25年2月27日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成25年1月17日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成24年12月14日午後8時10分頃、天理市三島町地内において発生した、本市の救急自動車と普通自動車と接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 248,576円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成25年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成25年1月28日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成24年7月7日午前7時頃、奈良市立青和幼稚園において、大雨のため園舎北側の擁壁部分が崩落したことによる土砂流出に係る被害について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 269,800円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成25年2月27日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成25年1月31日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成24年12月19日午前11時40分頃、奈良市歌姫町地内において発生した、本市の公用車が相手方家屋の瓦を損傷させた事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 85,050円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成25年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成25年2月1日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成24年11月19日午後9時頃、奈良市八条四丁目地内において発生した、市道の穴ぼこにより走行していた相手方の軽自動車のホイールが損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 82,550円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成25年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成25年2月8日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成24年11月23日午前8時頃、奈良市白毫寺町地内において発生した、本市の公用車が相手方所有地の側溝及び溝蓋を損傷させた事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 74,550円

市長専決処分の報告及び承認を
求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

平成25年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

1 訴えの提起の変更について

市長専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、下記の事件を別紙のとおり専決処分するものとする。

平成25年1月16日

奈良市長 仲川元庸

記

- 1 訴えの提起の変更について

訴えの提起の変更について

平成24年9月28日に議決された奈良市議案第111号「訴えの提起について」の内容の一部を、市税延滞金着服に係る損害賠償請求事件の相手方から平成24年11月22日に200,000円、平成25年1月8日に620,000円の弁済金が入金されたことに伴い、次のように変更するものとする。

訴えの要旨中「11,963,000円」を「12,783,000円」に、「22,561,424円」を「21,741,424円」に改める。

(参考 変更前)

2 訴えの要旨

相手方は、本市職員であった期間中の平成19年8月6日から平成23年6月15日までの間、市税延滞金の着服を行い、42,749,900円を横領した。よって本市は、平成23年12月27日付けで、42,749,900円から弁済金8,225,476円を差し引いた34,524,424円の損害賠償請求を行った。その後、11,963,000円の弁済金が入金されたが、未納の22,561,424円及びこれに対する遅延損害金を加えた金額を支払えとの判決を求める。

平成24年度奈良市一般会計
補正予算（第6号）

平成24年度奈良市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ28,876千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ144,987,359千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更及び廃止は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費）

第3条 地方自治法第213条第1項の規定により繰り越して使用することのできる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

平成25年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1.市 税		51,847,842 ^{千円}	△ 1,000,000 ^{千円}	50,847,842 ^{千円}
	1.市 民 税	26,527,981	△ 667,887	25,860,094
	2.固 定 資 産 税	19,064,458	△ 364,493	18,699,965
	3.軽 自 動 車 税	409,453	496	409,949
	4.市 た ば こ 税	1,725,403	52,000	1,777,403
	7.事 業 所 税	934,385	10,129	944,514
	8.都 市 計 画 税	3,178,142	△ 30,245	3,147,897
6.地 方 消 費 税 金		3,100,000	△ 100,000	3,000,000
	1.地 方 消 費 税 金	3,100,000	△ 100,000	3,000,000
11.地 方 交 付 税		15,739,550	318,259	16,057,809
	1.地 方 交 付 税	15,739,550	318,259	16,057,809
13.分 担 金 及 び 金		1,271,927	4,020	1,275,947
	1.分 担 金	5,872	4,020	9,892
14.使 用 料 及 び 料		2,287,467	10,000	2,297,467
	1.使 用 料	1,558,203	10,000	1,568,203
15.国 庫 支 出 金		21,318,313	265,430	21,583,743
	1.国 庫 負 担 金	18,010,825	△ 141,754	17,869,071
	2.国 庫 補 助 金	867,406	116,096	983,502
	4.国 庫 交 付 金	2,321,577	291,088	2,612,665
16.県 支 出 金		6,233,260	39,280	6,272,540
	1.県 負 担 金	4,152,719	△ 13,629	4,139,090
	2.県 補 助 金	1,827,614	52,909	1,880,523
19.繰 入 金		702,418	△ 9,715	692,703
	2.基 金 繰 入 金	682,717	△ 9,715	673,002

款	項	補正前の額	補正額	計
21. 諸 収 入		2,307,419 ^{千円}	△ 121,650 ^{千円}	2,185,769 ^{千円}
	3. 貸付金元利収入	1,446,223	△ 123,000	1,323,223
	4. 雑 入	658,585	1,350	659,935
22. 市 債		35,319,600	565,500	35,885,100
	1. 市 債	35,319,600	565,500	35,885,100
歳 入 合 計		145,016,235	△ 28,876	144,987,359

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総 務 費		34,144,920 ^{千円}	△ 229,133 ^{千円}	33,915,787 ^{千円}
	1. 総務管理費	29,750,534	△ 230,900	29,519,634
	2. 企画費	2,119,815	3,800	2,123,615
	3. 徴税費	1,263,960	△ 2,033	1,261,927
3. 民 生 費		51,344,354	△ 385,182	50,959,172
	1. 社会福祉費	20,355,196	△ 76,212	20,278,984
	2. 児童福祉費	17,626,546	△ 308,970	17,317,576
4. 衛 生 費		10,805,063	29,340	10,834,403
	1. 保健衛生費	1,832,947	10,000	1,842,947
	2. 保健所費	1,832,263	28,800	1,861,063
	4. 上水道費	1,502,109	△ 9,460	1,492,649
6. 農林水産業費		499,170	145,799	644,969
	1. 農 林 費	499,170	145,799	644,969
7. 商 工 費		1,714,938	△ 123,000	1,591,938
	1. 商 工 費	1,714,938	△ 123,000	1,591,938
8. 観 光 費		1,020,401	100,000	1,120,401
	1. 観 光 費	1,020,401	100,000	1,120,401

款	項	補正前の額	補正額	計
9.土木費		13,039,489 ^{千円}	△ 354,000 ^{千円}	12,685,489 ^{千円}
	2.道路橋梁費	2,946,863	7,000	2,953,863
	3.河川費	454,244	△ 30,000	424,244
	4.都市計画費	9,058,063	△ 331,000	8,727,063
10.消防費		4,261,943	579,000	4,840,943
	1.消防費	4,261,943	579,000	4,840,943
11.教育費		9,842,835	991,300	10,834,135
	1.教育総務費	2,701,469	△ 14,000	2,687,469
	2.小学校費	1,369,013	692,000	2,061,013
	3.中学校費	1,067,131	209,000	1,276,131
	4.高等学校費	951,446	11,000	962,446
	5.幼稚園費	1,318,711	77,000	1,395,711
	6.社会教育費	1,345,991	16,300	1,362,291
13.公債費		17,181,789	△ 783,000	16,398,789
	1.公債費	17,181,789	△ 783,000	16,398,789
歳出合計		145,016,235	△ 28,876	144,987,359

第2表 継続費補正

1. 変更分

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年度	年割額	総 額	年度	年割額
総務費	徴税費	固定資産 路線 価 付設業務	120,000	平成 24 年度	23,000	109,201	平成 24 年度	20,967
				平成 25 年度	67,000		平成 25 年度	60,934
				平成 26 年度	30,000		平成 26 年度	27,300
衛生費	保 健 衛生費	休日夜間 応急診療 所建設事 業	195,000	平成 24 年度	19,500	172,200	平成 24 年度	19,500
				平成 25 年度	175,500		平成 25 年度	152,700
土木費	都 市 計画費	都市計画 マスター プラン 策 定	13,000	平成 24 年度	7,000	9,953	平成 24 年度	7,000
				平成 25 年度	6,000		平成 25 年度	2,953
消防費	消防費	西消防署 建設事業	420,000	平成 24 年度	294,000	341,000	平成 24 年度	228,000
				平成 25 年度	126,000		平成 25 年度	113,000

2. 廃止分

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年度	年割額	総 額	年度	年割額
土木費	都 市 計画費	バリアフ リー基本 構想策定	16,200	平成 24 年度	8,100	-	-	-
				平成 25 年度	8,100		-	-

第3表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
2. 総務費			156,700 ^{千円}
2. 総務費	1. 総務管理費	庁舎等施設整備事業	133,300
		スポーツ施設整備事業	2,800
	2. 企画費	電気自動車用充電設備設置経費	7,800
		防災パンフレット作成経費	3,800
		文化振興施設整備事業	9,000
	3. 民生費		
3. 民生費	1. 社会福祉費	高齢者福祉施設整備事業	471,400
	2. 児童福祉費	児童福祉施設整備事業	276,300
4. 衛生費			14,870
4. 衛生費	1. 保健衛生費	保健衛生施設整備事業	8,100
	3. 清掃費	クリーンセンター建設計画策定経費	6,770
6. 農林水産業費			130,460
6. 農林水産業費	1. 農林費	経営体育成補助経費	79,000
		土地基盤整備事業	51,460
8. 観光費			24,500
8. 観光費	1. 観光費	観光施設整備事業	24,500
9. 土木費			1,933,145
9. 土木費	1. 土木管理費	公営住宅明渡請求訴訟経費	1,500
		2. 道路橋梁費	道路ストック調査経費
	2. 道路橋梁費	道路橋梁維持補修経費	31,000
		道路橋梁新設改良事業	736,600
		3. 河川費	河川維持補修経費
	3. 河川費	河川堤防改修事業	151,200

款	項	事業名	金額
	4.都市計画費	都市計画道路網見直し経費	5,900 ^{千円}
		バリアフリー基本構想策定経費	8,100
		街路事業	939,900
		公園施設長寿命化計画策定経費	20,285
		公園事業	4,660
10.消防費			740,000
	1.消防費	消防施設整備事業	740,000
11.教育費			1,139,800
	2.小学校費	小学校施設整備事業	709,100
	3.中学校費	中学校施設整備事業	264,600
	4.高等学校費	高等学校施設整備事業	11,000
	5.幼稚園費	幼稚園施設整備事業	138,800
	6.社会教育費	社会教育施設整備事業	16,300
12.災害復旧費			22,400
	1.農林水産業施設災害復旧費	農林業用施設災害復旧事業	7,800
	2.土木施設災害復旧費	土木施設災害復旧事業	14,600
合		計	4,909,575

第4表 地方債補正

1. 追加分

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
減収補填	479,500 ^{千円}	普通貸借 又は 債券発行	5.0%以内 (利率見直し 方式により当 該利率の見直 しを行った後 においては、 見直し後の利 率とする。)	政府資金については その融資条件により、 銀行その他の場合に は、その債権者との 協定による。ただし、 市財政の都合により 据置期間を短縮し、 もしくは繰上償還又 は低利に借換えする ことができる。

2. 変更分

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
庁舎等施設整備事業	147,500 ^{千円}	178,800 ^{千円}
スポーツ施設整備事業	20,500	22,300
福祉施設整備事業	1,374,800	1,338,600
土地基盤整備事業	111,400	143,600
観光施設整備事業	82,000	132,000
道路事業	1,404,800	1,393,200
河川事業	203,100	188,100
都市計画事業	1,901,000	1,681,300
消防施設整備事業	429,400	892,800
義務教育施設整備事業	561,000	1,085,200
高等学校施設整備事業	8,000	15,300
幼稚園施設整備事業	133,500	147,500
社会教育施設整備事業	133,900	144,700
第三セクター等改革推進	18,326,000	18,173,000
借換	764,700	151,200
計	35,319,600	35,405,600

平成24年度奈良市下水道事業費 特別会計補正予算（第2号）

平成24年度奈良市の下水道事業費特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ101,800千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,621,641千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により繰り越して使用することのできる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成25年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 使用料及び手数料		3,566,467 ^{千円}	△ 100,000 ^{千円}	3,466,467 ^{千円}
	1. 使用料	3,566,297	△ 100,000	3,466,297
3. 国庫支出金		422,926	45,200	468,126
	1. 国庫交付金	422,926	45,200	468,126
6. 繰入金		3,271,781	100,000	3,371,781
	1. 一般会計繰入金	3,271,781	100,000	3,371,781
8. 市債		3,219,300	56,600	3,275,900
	1. 市債	3,219,300	56,600	3,275,900
歳入合計		10,519,841	101,800	10,621,641

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 下水道事業費		4,641,602 ^{千円}	6,400 ^{千円}	4,648,002 ^{千円}
	2. 下水管渠費	1,197,445	△ 5,000	1,192,445
	3. 大和川流域下水道整備事業費	88,800	11,400	100,200
2. 農業集落排水事業費		372,739	95,400	468,139
	2. 農業集落排水施設整備費	267,460	95,400	362,860
歳出合計		10,519,841	101,800	10,621,641

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1. 下水道事業費			千円 600,100
	1. 下水道費	公営企業会計移行経費	50,000
		下水道長寿命化計画策定経費	26,900
		公共下水道整備計画策定経費	12,900
	2. 下水管渠費	下水管渠布設事業	373,100
		下水処理場整備事業	115,900
3. 大和川流域下水道整備事業費	大和川流域下水道整備事業	21,300	
2. 農業集落排水事業費			155,000
	2. 農業集落排水施設整備費	農業集落排水施設整備事業	155,000
合 計			755,100

第3表 地方債補正

1. 変更分

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
下水道事業	千円 1,977,500	千円 2,034,100
計	3,219,300	3,275,900

平成24年度奈良市住宅新築資金等
貸付金特別会計補正予算（第2号）

平成24年度奈良市の住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ6,300千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ646,078千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成25年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3.市債		6,300 ^{千円}	△ 6,300 ^{千円}	— ^{千円}
	1.市債	6,300	△ 6,300	—
歳入合計		652,378	△ 6,300	646,078

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2.公債費		25,607 ^{千円}	△ 6,300 ^{千円}	19,307 ^{千円}
	1.公債費	25,607	△ 6,300	19,307
歳出合計		652,378	△ 6,300	646,078

第2表 地方債補正

1. 変更分

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
借換	6,300 ^{千円}	— ^{千円}

平成24年度奈良市国民健康保険
特別会計補正予算（第3号）

平成24年度奈良市の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ623,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36,640,744千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 国庫支出金		7,498,158 ^{千円}	502,699 ^{千円}	8,000,857 ^{千円}
	1. 国庫負担金	6,320,012	243,530	6,563,542
	2. 国庫補助金	1,178,146	259,169	1,437,315
6. 県支出金		1,444,306	41,900	1,486,206
	2. 県補助金	1,200,990	41,900	1,242,890
9. 繰入金		2,241,430	78,401	2,319,831
	2. 基金繰入金	97,930	78,401	176,331
歳入合計		36,017,744	623,000	36,640,744

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 保険給付費		24,254,117 ^{千円}	623,000 ^{千円}	24,877,117 ^{千円}
	1. 給付諸費	24,254,117	623,000	24,877,117
歳出合計		36,017,744	623,000	36,640,744

平成24年度奈良市土地区画整理
事業特別会計補正予算（第2号）

平成24年度奈良市の土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により繰り越して使用することのできる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

平成25年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 線越明許費

款	項	事業名	金額
1. 西大寺駅南 地区土地 整理事業費			千円 190,000
	西大寺駅南 1. 地区土地 整理事業費	西大寺駅南地区 土地地区画整理事業	190,000
2. J R 奈良駅南 地区土地 整理事業費			126,000
	J R 奈良駅南 1. 地区土地 整理事業費	J R 奈良駅南地区 土地地区画整理事業	126,000
合		計	316,000

平成24年度奈良市駐車場事業
特別会計補正予算（第2号）

平成24年度奈良市の駐車場事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額を補正することなく、歳入予算の款・項のみを補正する。

2 歳入予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入予算補正」による。

平成25年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 使用料及び 手数料		100,000 ^{千円}	△ 4,000 ^{千円}	96,000 ^{千円}
	1. 使用料	100,000	△ 4,000	96,000
2. 繰 入 金		228,258	4,000	232,258
	1. 一般会計繰入金	228,258	4,000	232,258
歳 入 合 計		328,300	—	328,300

平成24年度奈良市簡易水道事業
特別会計補正予算（第2号）

平成24年度奈良市の簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額を補正することなく、歳入予算の項のみを補正する。

2 歳入予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入予算補正」による。

平成25年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 繰入金		367,542 ^{千円}	— ^{千円}	367,542 ^{千円}
	1. 一般会計繰入金	367,542	△ 9,460	358,082
	2. 基金繰入金	—	9,460	9,460
歳入合計		525,400	—	525,400

平成24年度奈良市後期高齢者
医療特別会計補正予算（第1号）

平成24年度奈良市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ9,600千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,700,400千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 繰入金		751,715 ^{千円}	△ 9,600 ^{千円}	742,115 ^{千円}
	1. 一般会計繰入金	751,715	△ 9,600	742,115
歳入合計		4,710,000	△ 9,600	4,700,400

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 後期高齢者医療 広域連合納付金		4,477,558 ^{千円}	△ 9,600 ^{千円}	4,467,958 ^{千円}
	1. 後期高齢者医療 広域連合納付金	4,477,558	△ 9,600	4,467,958
歳出合計		4,710,000	△ 9,600	4,700,400

1. 一 般 会 計
 (1) 一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第 6 号)

1. 総括

(単位：千円)

(歳 入)	款	補正前の額	補正額	計
1	市税	51,847,842	△1,000,000	50,847,842
6	地方消費税交付金	3,100,000	△100,000	3,000,000
11	地方交付税	15,739,550	318,259	16,057,809
13	分担金及び負担金	1,271,927	4,020	1,275,947
14	使用料及び手数料	2,287,467	10,000	2,297,467
15	国庫支出金	21,318,313	265,430	21,583,743
16	県支出金	6,233,260	39,280	6,272,540
19	繰入金	702,418	△9,715	692,703
21	諸収入	2,307,419	△121,650	2,185,769
22	市債	35,319,600	565,500	35,885,100
	歳入合計	145,016,235	△28,876	144,987,359

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源
				特 定 財 源		其 他		
				国県支出金	地方債	地方債	その他	
2 総務費	34,144,920	△229,133	33,915,787	40074	△119,900	1,350	△150,657	
3 民生費	51,344,354	△385,182	50,959,172	△235,011	△36,200	285	△114,256	
4 衛生費	10,805,063	29,340	10,834,403	6,000		10,000	13,340	
6 農林水産業費	499,170	145,799	644,969	104,841	32,200	4,020	4,738	
7 商工費	1,714,938	△123,000	1,591,938			△123,000	-	
8 観光費	1,020,401	100,000	1,120,401	50,000	50,000		-	
9 土木費	13,039,489	△354,000	12,685,489	△216,785	△246,300	△10,000	119,085	
10 消防費	4,261,943	579,000	4,840,943	115,602	463,400		△2	
11 教育費	9,842,835	991,300	10,834,135	439,989	556,300		△4,989	
13 公債費	17,181,789	△783,000	16,398,789		△613,500		△169,500	
歳 出 合 計	145,016,235	△28,876	144,987,359	304,710	86,000	△117,345	△302,241	
				一般財源内訳				
				市税				△1,000,000
				地方消費税交付金				△100,000
				地方交付税				318,259
				市債				479,500
				(減収補填債)				

2. 歳入
第1款 市税

第1項 市民税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明			
				区分	金額				
1 個人	22,981,544	△ 433,567	22,547,977	1 現年課税分	△421,820	現年度分			
						均等割			
						区分	調定見込	徴収率	予算計上
						補正前	481,816	98.60%	475,070
						補正	3,000	△0.17%	2,134
						補正後	484,816	98.43%	477,204
						所得割			
						区分	調定見込	徴収率	予算計上
						補正前	22,416,272	98.60%	22,102,444
						補正	△ 392,000	△0.17%	△ 423,954
補正後	22,024,272	98.43%	21,678,490						
2 滞納繰越分				2 滞納繰越分	△11,747	滞納繰越分			
						区分	調定見込	徴収率	予算計上
						補正前	1,490,797	21.40%	319,030
						補正	△ 78,000	0.35%	△ 11,747
						補正後	1,412,797	21.75%	307,283

第1款 市税

第1款 市税

第1項 市民税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明			
				区分	金額				
2 法人	3,546,437	△ 234,320	3,312,117	1 現年課税分	△216,812	現年度分			
						均等割			
						区分	調定見込	徴収率	予算計上
						補正前	785,630	99.41%	780,994
						補正	21,000	0.15%	22,086
						補正後	806,630	99.56%	803,080
						法人税割			
						区分	調定見込	徴収率	予算計上
						補正前	2,685,413	99.41%	2,669,569
						補正	△ 244,000	0.15%	△ 238,898
補正後	2,441,413	99.56%	2,430,671						
計	26,527,981	△ 667,887	25,860,094	2 滞納繰越分	△17,508	滞納繰越分			
						区分	調定見込	徴収率	予算計上
						補正前	135,934	23.00%	31,264
						補正	△ 13,000	△11.81%	△ 17,508
補正後	122,934	11.19%	13,756						

第1款 市税

第1款 市税

第2項 固定資産税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明	
				区分	金額		
1 固定資産税	18,994,386	△ 364,493	18,629,893	1 現年課税分	△ 332,089	現年度分 土地	
				区分	調定見込	徴収率	予算計上
				補正前	8,603,850	97.71%	8,406,804
				補正	△ 106,000	△ 0.11%	△ 112,903
				補正後	8,497,850	97.60%	8,293,901
				家屋			
				区分	調定見込	徴収率	予算計上
				補正前	8,248,812	97.71%	8,059,914
				補正	△ 177,000	△ 0.11%	△ 181,826
				補正後	8,071,812	97.60%	7,878,088
				(償却資産)			
				配分			
				区分	調定見込	徴収率	予算計上
				補正前	1,026,081	100.00%	1,026,081
				補正	13,000		13,000
				補正後	1,039,081	100.00%	1,039,081
				一般			
				区分	調定見込	徴収率	予算計上
				補正前	1,050,281	99.23%	1,042,193
				補正	△ 61,000	0.55%	△ 55,069
				補正後	989,281	99.78%	987,124

第1款 市税

第1款 市税

第2項 固定資産税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明															
				区分	金額																
						<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">過年度分</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>調定見込</th> <th>徴収率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補正前</td> <td>1</td> <td>100.00%</td> </tr> <tr> <td>補正</td> <td>6,000</td> <td>△21.50%</td> </tr> <tr> <td>補正後</td> <td>6,001</td> <td>78.50%</td> </tr> </tbody> </table>	過年度分			区分	調定見込	徴収率	補正前	1	100.00%	補正	6,000	△21.50%	補正後	6,001	78.50%
過年度分																					
区分	調定見込	徴収率																			
補正前	1	100.00%																			
補正	6,000	△21.50%																			
補正後	6,001	78.50%																			
				2 滞納繰越分	△ 32,404	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">滞納繰越分</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>調定見込</th> <th>徴収率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補正前</td> <td>2,187,589</td> <td>21.00%</td> </tr> <tr> <td>補正</td> <td>△ 79,000</td> <td>△0.75%</td> </tr> <tr> <td>補正後</td> <td>2,108,589</td> <td>20.25%</td> </tr> </tbody> </table>	滞納繰越分			区分	調定見込	徴収率	補正前	2,187,589	21.00%	補正	△ 79,000	△0.75%	補正後	2,108,589	20.25%
滞納繰越分																					
区分	調定見込	徴収率																			
補正前	2,187,589	21.00%																			
補正	△ 79,000	△0.75%																			
補正後	2,108,589	20.25%																			
計	19,064,458	△ 364,493	18,699,965																		

第1款 市税

第1款 市税

第3項 軽自動車税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明				
				区分	金額					
1 軽自動車税	409,453	496	409,949	1 現年課税分	4,121	現年度分				
					軽自動車					
						区分	調定見込	徴収率	予算計上	
						補正前	363,406	95.00%	345,236	
	補正	1,000	0.87%	4,121						
	補正後	364,406	95.87%	349,357						
2 滞納繰越分	△ 3,625			2 滞納繰越分	滞納繰越分					
					滞納繰越分					
						区分	調定見込	徴収率	予算計上	
						補正前	69,349	20.30%	14,077	
	補正	△ 2,000	△ 4.78%	△ 3,625						
	補正後	67,349	15.52%	10,452						
計	409,453	496	409,949							

第1款 市税

第1款 市税

第4項 市たばこ税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明	
				区分	金額		
1 市たばこ税	1,725,403	52,000	1,777,403	1 現年課税分	52,000	現年度分	
						区分	
							調定見込
							徴収率
						補正前	
						補正	
						補正後	
						徴収率	
						予算計上	
						1,725,403	
						1,725,403	
						52,000	
						0.00%	
						52,000	
						0.00%	
						1,777,403	
						100.00%	
						1,777,403	
						100.00%	
計	1,725,403	52,000	1,777,403				

第1款 市税

第1款 市税

第7項 事業所税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明			
				区分	金額				
1 事業所税	934,385	10,129	944,514	1	12,125	現年度分			
						資産割			
						区分	調定見込	徴収率	予算計上
						補正前	828,576	99.41%	823,687
						補正	5,000	0.27%	7,221
						補正後	833,576	99.68%	830,908
						従業者割			
						区分	調定見込	徴収率	予算計上
						補正前	106,072	99.41%	105,446
						補正	2,000	0.27%	2,280
						補正後	108,072	99.68%	107,726
						過年度分			
						区分	調定見込	徴収率	予算計上
補正前	1	100.00%	1						
補正	7,000	△62.50%	2,624						
補正後	7,001	37.50%	2,625						

第1款 市税

第1款 市税

第7項 事業所税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明	
				区分	金額		
				2 滞納繰越分	△ 1,996		
				区分	調定見込	徴収率	予算計上
				補正前	13,129	40.00%	5,251
				補正	1,000	△16.96%	△ 1,996
				補正後	14,129	23.04%	3,255
計	934,385	10,129	944,514				

第1款 市税

第1款 市税

第8項 都市計画税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明			
				区分	金額				
1 都市計画税	3,178,142	△ 30,245	3,147,897	現年課税分	△24,131	現年度分			
						土地			
						区分	調定見込	徴収率	予算計上
						補正前	1,907,245	97.71%	1,863,569
						補正	△ 19,000	△0.13%	△ 21,020
						補正後	1,888,245	97.58%	1,842,549
						家屋			
						区分	調定見込	徴収率	予算計上
						補正前	1,259,152	97.71%	1,230,317
						補正	△ 2,000	△0.13%	△ 3,588
補正後	1,257,152	97.58%	1,226,729						
過年度分									
区分	調定見込	徴収率	予算計上						
補正前	1	100.00%	1						
補正	1,000	△52.20%	477						
補正後	1,001	47.80%	478						

第1款 市税

第1款 市税

第8項 都市計画税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明	
				区分	金額		
				2 滞納繰越分	△6,114	滞納繰越分	
				区分	調定見込	徴収率	予算計上
				補正前	405,075	20.80%	84,255
				補正	△19,000	△0.56%	△6,114
				補正後	386,075	20.24%	78,141
計	3,178,142	△30,245	3,147,897				

第1款 市税

第6款 地方消費税交付金

第1項 地方消費税交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地方消費税交付金	3,100,000	△ 100,000	3,000,000	1 地方消費税交付金	△ 100,000	地方消費税交付金
計	3,100,000	△ 100,000	3,000,000			

第6款 地方消費税交付金

第11款 地方交付税

第1項 地方交付税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地方交付税	15,739,550	318,259	16,057,809	1 地方交付税	318,259	普通交付税
計	15,739,550	318,259	16,057,809			

第11款 地方交付税

第13款 分担金及び負担金

第1項 分担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明	明
				区分	金額		
1 農林水産業費分担金	1,100	4,020	5,120	1 土地基盤整備事業費分担金	4,020	県営小規模老朽溜池整備事業費分担金	820
						農業用河川工作物応急対策事業費分担金	3,200
計	5,872	4,020	9,892				

第13款 分担金及び負担金

第14款 使用料及び手数料

第1項 使用料

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 衛生使用料	172,692	10,000	182,692	2 診療所費使用料	10,000	休日夜間応急診療所使用料
計	1,558,203	10,000	1,568,203			

第14款 使用料及び手数料

第15款 国庫支出金

第1項 国庫負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生費国庫負担金	17,959,451	△ 172,754	17,786,697	児童手当負担金	△ 165,754	児童手当負担金
				10 母子福祉費負担金	△ 7,000	児童扶養手当負担金
2 衛生費国庫負担金	37,374	6,000	43,374	母子保健費負担金	6,000	母子保健衛生費負担金
3 災害復旧費国庫負担金	14,000	25,000	39,000	教育施設災害復旧事業費負担金	25,000	教育施設災害復旧事業費負担金
計	18,010,825	△ 141,754	17,869,071			

第15款 国庫支出金

第15款 国庫支出金

第2項 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費国庫補助金	3,863	933	4,796	2 スポーツ施設整備事業補助金	933	スポーツ施設耐震改修等事業補助金
2 民生費国庫補助金	497,159	△ 439	496,720	7 母子福祉補助金	△ 439	母子家庭高等技能訓練促進費補助金
4 消防費国庫補助金	41,818	115,602	157,420	1 消防施設費補助金	115,602	緊急消防援助隊設備整備費補助金
計	867,406	116,096	983,502			

第15款 国庫支出金

第15款 国庫支出金

第4項 国庫交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費国庫交付金	28,600	39,141	67,741	1 庁舎等施設整備事業費交付金	27,975	社会資本整備総合交付金
				2 環境対策費交付金	6,600	社会資本整備総合交付金
				4 防災対策費交付金	4,566	社会資本整備総合交付金
2 民生費国庫交付金	121,368	3,743	125,111	1 高齢者福祉施設整備事業費交付金	622	社会資本整備総合交付金
				5 児童福祉施設整備事業費交付金	3,121	社会資本整備総合交付金
4 観光費国庫交付金	15,000	50,000	65,000	1 観光施設整備事業費交付金	50,000	社会資本整備総合交付金
5 土木費国庫交付金	1,879,280	△ 216,785	1,662,495	3 道路橋梁新設改良費交付金	23,650	社会資本整備総合交付金
				5 街路事業費交付金	△ 235,435	社会資本整備総合交付金
				6 公園事業費交付金	10,000	社会資本整備総合交付金
				8 河川堤防改修費交付金	△ 15,000	社会資本整備総合交付金

第15款 国庫支出金

第15款 国庫支出金

第4項 国庫交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
6 教育費国庫交付金	276,364	414,989	691,353	1 小学校施設整備事業費交付金	280,448	小学校地震補強等事業交付金 社会資本整備総合交付金
				2 中学校施設整備事業費交付金	87,479	中学校地震補強等事業交付金 社会資本整備総合交付金
				3 高等学校施設整備事業費交付金	3,666	社会資本整備総合交付金
				5 幼稚園施設整備事業費交付金	37,964	幼稚園地震補強等事業交付金 社会資本整備総合交付金
				6 社会教育施設整備事業費交付金	5,432	社会資本整備総合交付金
計	2,321,577	291,088	2,612,665			

第15款 国庫支出金

第16款 県支出金

第1項 県負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費県負担金	3,617,091	△ 13,629	3,603,462	後期高齢者医療会計繰出負担金	6,494	後期高齢者医療保険基金安定負担金
				9 児童手当負担金	△ 20,123	児童手当負担金
計	4,152,719	△ 13,629	4,139,090			

第16款 県支出金

第 16 款 県支出金

第 2 項 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費県補助金	1,275,927	△ 51,932	1,223,995	4 高齢者福祉施設整備事業費補助金	△ 47,212	老人福祉施設等施設整備費補助金
				5 児童福祉総務費補助金	3,891	活力あふれる市町村応援補助金
				7 母子福祉費補助金	△ 16,550	母子家庭高等技能訓練促進費補助金
				8 児童福祉施設整備事業費補助金	7,939	保育所建設事業費補助金
5 農林水産業費県補助金	56,580	104,841	161,421	2 農業振興費補助金	68,400	経営体育成補助金 73,500 戸別所得補償経営安定推進事業費補助金 △ 5,100
				3 土地基盤整備事業費補助金	43,604	農業用河川工作物応急対策事業費補助金 32,144 ため池防災対策等推進事業費補助金 11,460
				4 林業振興費補助金	△ 7,163	森林整備地域活動支援事業費補助金
計	1,827,614	52,909	1,880,523			

第16款 県支出金

第19款 繰入金

第2項 基金繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
5 町並み保存整備事業基金繰入金	26,950	△ 10,000	16,950	町並み保存整備事業基金繰入金	△ 10,000	町並み保存整備事業基金繰入金
7 福祉基金繰入金	9,760	285	10,045	福祉基金繰入金	285	福祉基金繰入金
計	682,717	△ 9,715	673,002			

第19款 繰入金

第 21 款 諸収入

第 3 項 貸付金元利収入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 商工費貸付金元利収入	1,404,500	△ 123,000	1,281,500	1 中小企業融資貸付金元利収入	△ 123,000	中小企業融資預託金戻入金
計	1,446,223	△ 123,000	1,323,223			

第21款 諸収入

第 21 款 諸収入

第 4 項 雑入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		明
				区分	金額	
2 雑入	658,421	1,350	659,771	2 総務費雑入	1,350	電気自動車等普及事業助成金 △ 1,950 その他雑入 3,300
計	658,585	1,350	659,935			

第21款 諸収入

第22款 市債

第1項 市債

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務債	192,000	33,100	225,100	1 庁舎等施設整備事業債	3,300	庁舎等施設整備事業債
				2 防災行政無線施設整備事業債	28,000	防災行政無線施設整備事業債
2 民生債	1,391,800	△ 36,200	1,355,600	4 スポーツ施設整備事業債	1,800	スポーツ施設整備事業債
				1 福祉施設整備事業債	△ 36,200	児童福祉施設整備事業債
4 農林水産業債	111,400	32,200	143,600	1 土地基盤整備事業債	32,200	土地基盤整備事業債
5 観光債	82,000	50,000	132,000	1 観光施設整備事業債	50,000	観光施設整備事業債
6 土木債	3,533,500	△ 246,300	3,287,200	1 道路事業債	△ 11,600	道路橋梁新設改良事業債
				2 河川事業債	△ 15,000	河川堤防改修事業債
				3 都市計画事業債	△ 219,700	街路事業債
7 消防債	429,400	463,400	892,800	1 消防施設整備事業債	463,400	消防施設整備事業債
8 教育債	836,400	556,300	1,392,700	1 義務教育施設整備事業債	524,200	小学校施設整備事業債 406,500 中学校施設整備事業債 117,700
				2 高等学校施設整備事業債	7,300	高等学校施設整備事業債

第22款 市債

第22款 市債

第1項 市債

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
				3 幼稚園施設整備事業債	14,000	幼稚園施設整備事業債
				4 社会教育施設整備事業債	10,800	生涯教育施設整備事業債
11 第三セクター等改革推進債	18,326,000	△ 153,000	18,173,000	第三セクター等改革推進債	△ 153,000	第三セクター等改革推進債
12 減収補填債	-	479,500	479,500	減収補填債	479,500	減収補填債
14 借換債	764,700	△ 613,500	151,200	借換債	△ 613,500	借換債
計	35,319,600	565,500	35,885,100			

第22款 市債

3. 歳出
第2款

総務費

第1項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源	節		説明
					区分	金額	
6 財産管理費	18,444,766	△267,900	18,176,866	特定財源 △153,000	19 負担金補助及 び交付金	△114,900	土地開発公社助成経費 △114,900
					(内訳) 市債 △153,000	22 補償補填及び 賠償金	△153,000
14 住居表示費	13,538	△11,400	2,138	一般財源 △11,400	13 委託料	△11,400	住居表示整備経費
15 スポーツ振興 費	102,366	△17,000	85,366	一般財源 △17,000	13 委託料	△17,000	友好・姉妹都市スポーツ交流経費
18 庁舎等施設整 備事業費	170,800	62,600	233,400	特定財源 62,575	9 旅費	15	庁舎等施設整備事業 6,600
					11 需用費	34	
					13 委託料	13,600	防災行政無線通信設備整備事業 56,000
					18 備品購入費	48,951	
				(内訳) 国庫支出金 31,275 市債 31,300 一般財源 25			

第2款 総務費

第2款 総務費

第1項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
19 スポーツ施設 整備事業費	24,098	2,800	26,898	2,733 特定財源	12 役務費 13 委託料	300 2,500	鉄骨造耐震改修事業
				(内訳) 国庫支出金 933 市債 1,800 一般財源 67			
計	29,750,534	△230,900	29,519,634	特定財源 △87,692 一般財源 △143,208			

第2款 総務費

第2款 総務費

第2項 企画費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
3 環境対策費	99,186	—	99,186	特定財源 4,650 (内訳) 国庫支出金 6,600 諸収入 △1,950 一般財源 △4,650			
4 防災対策費	28,629	3,800	32,429	特定財源 1,266 (内訳) 国庫支出金 1,266 一般財源 2,534 特定財源 3,300	13 委託料	3,800	防災対策経費
5 文化振興費	891,733	—	891,733	(内訳) 諸収入 3,300 一般財源 △3,300			
計	2,119,815	3,800	2,123,615	特定財源 9,216 一般財源 △5,416			

第2款 総務費

第2款 総務費

第3項 徴税費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 賦課徴収費	517,637	△2,033	515,604	一般財源 △2,033	13 委託料	△2,033	賦課事務経費
計	1,263,960	△2,033	1,261,927	特定財源 一般財源		0 △2,033	

第2款 総務費

第3款 民生費

第1項 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
4 老人福祉費	1,453,767	△22,000	1,431,767	一般財源 △22,000	20 扶助費	△22,000	老人保護施設措置経費
11 高齢者福祉施設整備事業費	627,936	△44,612	583,324	特定財源 △44,690 (内訳) 国庫支出金 622 県支出金 △47,212 繰入金 1,900	13 委託料 19 負担金補助及び交付金	2,600 △47,212	高齢者福祉施設整備事業 2,600 老人福祉施設等整備費補助事業 △47,212
17 後期高齢者医療会計繰出金	751,715	△9,600	742,115	一般財源 78 特定財源 6,494	28 繰出金	△9,600	後期高齢者医療特別会計繰出経費
計	20,355,196	△76,212	20,278,984	特定財源 △38,196 一般財源 △38,016			

第3款 民生費

第3款 民生費

第2項 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 児童福祉総費	1,148,856	—	1,148,856	特定財源 3,891 (内訳) 県支出金 3,891			
2 児童措置費	9,156,498	△236,000	8,920,498	特定財源 △185,877 (内訳) 国庫支出金 △165,754 県支出金 △20,123	19 負担金補助及 び交付金	△30,000	民間保育所運営補助経費 △30,000
					20 扶助費	△206,000	児童手当支給経費 △206,000
5 母子福祉費	1,834,267	△43,652	1,790,615	一般財源 △50,123 特定財源 △23,989 (内訳) 国庫支出金 △7,439 県支出金 △16,550	19 負担金補助及 び交付金	△22,652	児童扶養手当支給経費 △21,000
					20 扶助費	△21,000	母子家庭等支援事業経費 △22,652

第3款 民生費

第3款 民生費

第2項 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
7 学童保育費	468,993	△6,000	462,993	一般財源 △6,000	7 賃金	△6,000	学童保育経費
8 児童福祉施設 整備事業費	1,292,241	△23,318	1,268,923	特定財源 △26,755 (内訳) 国庫支出金 3,121 県支出金 7,939 市債 △36,200 繰入金 △1,615 一般財源 3,437	11 需用費	200	保育所耐震診断事業
					13 委託料	6,300	4,000
					15 工事請負費	14,800	17,300
					19 負担金補助及び交付金	△44,618	△44,618
計	17,626,546	△308,970	17,317,576	特定財源 △232,730 一般財源 △76,240			

第3款 民生費

第4款 衛生費

第1項 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
5 診療所費	453,634	10,000	463,634	10,000 特定財源 (内訳) 使用料及び手数料 10,000	13 委託料	10,000	休日夜間応急診療所運営管理経費
計	1,882,947	10,000	1,842,947	特定財源 10,000 一般財源 0			

第4款 衛生費

第4款 衛生費

第2項 保健所費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
3 母子保健費	544,791	12,000	556,791	特定財源 6,000 (内訳) 国庫支出金 6,000 一般財源 6,000	20 扶助費	12,000	未熟児・低体重児支援経費
5 成人保健費	285,222	16,800	302,022	一般財源 16,800	13 委託料	16,800	健康診査経費
計	1,832,263	28,800	1,861,063	特定財源 6,000 一般財源 22,800			

第4款 衛生費

第4款 衛生費

第4項 上水道費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 簡易水道事業 会計繰出金	367,542	△9,460	358,082	一般財源 △9,460	繰出金 28	繰出金 △9,460	簡易水道事業特別会計繰出経費
計	1,502,109	△9,460	1,492,649	特定財源 一般財源 △9,460			

第4款 衛生費

第6款 農林水産業費

第1項 農林費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
3 農業振興費	115,310	68,400	183,710	特定財源 (内訳) 県支出金 68,400	8 報償費	△430	農村地域整備開発促進経費 73,500 戸別所得補償経営安定推進事業経 費 △5,100
					14 使用料及び賃 借料	△180	
					18 備品購入費	△140	
					19 負担金補助及 び交付金	69,150	
4 土地基盤整備 事業費	168,223	87,099	255,322	特定財源 (内訳) 県支出金 43,604 市債 32,200 分担金及び負担金 4,020 一般財源 7,275	11 需用費	800	県営担い手育成基盤整備事業 4,094 県営小規模老朽ため池整備事業 3,440 県営広域営農団地農道整備事業 17,380 県営畑地帯総合整備事業 10,725 農業用河川工作物応急対策事業 40,000 震災対策農業水利施設整備事業 11,460
					13 委託料	16,360	
					15 工事請負費	34,300	
					19 負担金補助及 び交付金	35,639	

第6款 農林水産業費

第6款 農林水産業費

第1項 農林費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
5 林業振興費	38,712	△9,700	29,012	特定財源 △7,163	7 賃金 △207		森林整備地域活動支援経費
				(内訳) 県支出金 △7,163	11 需用費 △243		
				一般財源 △2,537	19 負担金補助及 び交付金 △9,250		
計	499,170	145,799	644,969	特定財源 141,061 一般財源 4,738			

第6款 農林水産業費

第7款 商工費

第1項 商工費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
4 金融対策費	1,443,563	△123,000	1,320,563	△123,000 特定財源 (内訳) 諸収入 △123,000	21 貸付金	△123,000	中小企業資金融資経費
計	1,714,938	△123,000	1,591,938	特定財源 △123,000 一般財源 0			

第7款 商工費

第8款 観光費

第1項 観光費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
3 観光施設整備 事業費	97,150	100,000	197,150	100,000 特定財源 (内訳) 国庫支出金 50,000 市債 50,000	17	100,000	奈良町生活環境施設整備事業
計	1,020,401	100,000	1,120,401	特定財源 100,000 一般財源 0			

第8款 観光費

第9款 土木費

第2項 道路橋梁費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 道路橋梁総務費	673,663	15,000	688,663	8,250 特定財源 (内訳) 国庫支出金 8,250	13 委託料	15,000	道路管理経費
2 道路橋梁維持費	630,700	31,000	661,700	30,950 特定財源 (内訳) 国庫支出金 17,050 市債 13,900 一般財源 50	15 工事請負費	31,000	道路橋梁維持補修経費

第9款 土木費

第9款 土木費

第2項 道路橋梁費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
3 道路橋梁新設 改良費	1,642,500	△39,000	1,603,500	特定財源 △37,150 (内訳) 国庫支出金 △1,650 市債 △25,500 繰入金 △10,000 一般財源 △1,850	11 需用費	△16	道路橋梁新設改良補助事業 △30,000
					12 役務費	△84	
					13 委託料	△11,000	道路橋梁新設改良単独事業 △26,000
					15 工事請負費	△4,900	
					17 公有財産購入 費	△23,000	通学路整備事業 27,000 電線類美化事業 △10,000
計	2,946,863	7,000	2,953,863	特定財源 2,050 一般財源 4,950			

第9款 土木費

第9款 土木費

第3項 河川費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
3 河川堤防改修費	298,600	△30,000	268,600	特定財源 △30,000 (内訳) 国庫支出金 △15,000 市債 △15,000	22 補償補填及び賠償金	△30,000	浸水対策事業
計	454,244	△30,000	424,244	特定財源 △30,000 一般財源 0			

第9款 土木費

第9款 土木費

第4項 都市計画費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
4 街路事業費	3,046,100	△455,000	2,591,100	特定財源 △455,135 (内訳) 国庫支出金 △235,435 市債 △219,700 一般財源 135	13 委託料	△90,300	大和中央道(敷島工区)街路整備 社会資本整備総合交付金事業
					15 工事請負費	△167,700	六条奈良阪線街路整備社会資本整 備総合交付金事業 △22,000
					17 公有財産購入 費	△197,000	三条線(三条工区)街路整備社会 資本整備総合交付金事業 △170,200
							仮称西の京駅前線街路整備社会資 本整備総合交付金事業 △60,000
							大宮三条本町線街路整備社会資本 整備総合交付金事業 △92,500
							中登美ヶ丘鹿畑線街路整備社会資 本整備総合交付金事業 △54,300
							J R奈良駅東口駅前広場整備事業 △30,000
							J R奈良駅周辺整備事業 42,000
							西大寺駅北口駅前広場整備社会資 本整備総合交付金事業 △8,000

第9款 土木費

第9款 土木費

第4項 都市計画費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
9 公園管理費	202,500	20,000	222,500	10,000	13 委託料	20,000	西大寺駅北側自転車駐車場整備社 会資本整備総合交付金事業 △10,000 J R 奈良駅周辺整備単独事業 △22,000
12 下水道事業会 計繰出金	3,271,781	100,000	3,371,781	100,000	28 繰出金	100,000	下水道事業費特別会計繰出経費
16 駐車場事業会 計繰出金	228,258	4,000	232,258	4,000	28 繰出金	4,000	駐車場事業特別会計繰出経費
計	9,058,063	△331,000	8,727,063	△445,135 114,135			

第9款 土木費

第10款 消防費

第1項 消防費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
5 消防施設費	478,900	579,000	1,057,900	特定財源 579,002	9 旅費 100	西消防署建設事業	△66,000
				(内訳)	12 役務費 17,200	消防車両整備事業	△95,000
				国庫支出金	15 工事請負費 △57,600	無線設備整備事業	740,000
				市債	18 備品購入費 619,300		
				一般財源 △2			
計	4,261,943	579,000	4,840,943	特定財源 579,002			
				一般財源 △2			

第10款 消防費

第11款 教育費

第1項 教育総務費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 教育振興費	1,230,221	△14,000	1,216,221	一般財源 △14,000	13 委託料 14 使用料及び賃借料	△3,000 △11,000	学校教育情報通信ネットワーク経費 △6,000 学校ICT環境整備経費 △8,000
計	2,701,469	△14,000	2,687,469	特定財源 一般財源 △14,000			

第11款 教育費

第11款 教育費

第2項 小学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
4 小学校施設整備事業費	371,701	692,000	1,063,701	特定財源 686,948 (内訳) 国庫支出金 280,448 市債 406,500 一般財源 5,052	11 需用費	6,030	飛鳥小学校校舎改築事業
					13 委託料	141,270	16,200
					15 工事請負費	544,700	あやめ池小学校校舎改築事業 26,600
							明治小学校校舎改築事業 30,200
							小学校校舎大規模改修事業 613,000
							小学校校舎耐震診断経費 6,000
計	1,369,013	692,000	2,061,013	特定財源 686,948 一般財源 5,052			

第11款 教育費

第11款 教育費

第3項 中学校校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
4 中学校施設整備事業費	514,919	209,000	723,919	特定財源 205,179 (内訳) 国庫支出金 87,479 市債 117,700 一般財源 3,821	11 需用費	3,845	中学校校舎大規模改修事業 240,000 中学校屋内運動場大規模改修事業 4,000 中学校校舎耐震診断経費 5,000 中学校給食室建設事業 △40,000
					13 委託料	28,855	
					15 工事請負費	176,300	
計	1,067,131	209,000	1,276,131	特定財源 205,179 一般財源 3,821			

第11款 教育費

第11款 教育費

第4項 高等学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
3 高等学校施設 整備事業費	12,000	11,000	23,000	特定財源 10,966 (内訳) 国庫支出金 3,666 市債 7,300 一般財源 34	11 需用費 70 13 委託料 10,930	70 10,930	高等学校校舎大規模改修事業
計	951,446	11,000	962,446	特定財源 10,966 一般財源 34			

第11款 教育費

第11款 教育費

第5項 幼稚園費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
3 幼稚園施設整備事業費	178,959	77,000	255,959	76,964	11 需用費	1,530	幼稚園舎大規模改修事業
					13 委託料	7,970	
					15 工事請負費	67,500	
				(内訳) 国庫支出金 62,964 市債 14,000 一般財源 36			
計	1,318,711	77,000	1,395,711	76,964	特定財源 一般財源		

第11款 教育費

第11款 教育費

第6項 社会教育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
11 社会教育施設 整備事業費	32,610	16,300	48,910	16,232 特定財源	13 委託料 14 工事請負費	2,300 14,000	公民館耐震化改修事業
				(内訳) 国庫支出金 5,432 市債 10,800 一般財源 68			
計	1,345,991	16,300	1,362,291	16,232 特定財源 68 一般財源			

第11款 教育費

第13款 公債費

第1項 公債費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 元金	14,054,794	△633,000	13,421,794	特定財源 △613,500 (内訳) 市債 △613,500 一般財源 △19,500	23 償還金利子及び 割引料	△633,000	長期債元金償還経費
2 利子	3,126,806	△150,000	2,976,806	一般財源 △150,000	23 償還金利子及び 割引料	△150,000	長期債利子支払経費 △130,000 一時借入金利子支払経費 △20,000
計	17,181,789	△783,000	16,398,789	特定財源 △613,500 一般財源 △169,500			

第13款 公債費

(2) 継続費についての前前年度未までの支出額、前年度未までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

(1. 変更分)

(。印は変更後の額を示す。)

(単位 千円)

款	項	事業名	全体計画				前年度未までの支出額	前年度未までの支出額	当年度支出額	当年度未支出額	翌年度以降の支出額	年度支出額	継続費の総額に対する進捗率 %	
			年度	年割額	左の財源内訳									
					特定財源	その他								一般財源
			国県支出金	地方債										
総務費	徴税費	固定資産価値 路線付設業務	平成24年度	。 20,967			。 20,967		。 20,967					
			平成25年度	。 60,934			。 60,934				。 60,934			
			平成26年度	。 27,300			。 27,300					。 27,300		
			計	。 109,201			。 109,201		。 20,967		。 88,234			
			平成24年度	19,500					19,500				11.3	
衛生費	保健衛生費	休日・夜間 応急診療所 健診施設事業	平成25年度	。 152,700			。 152,700							
			平成26年度	。 175,500			。 175,500							
			計	。 172,200			。 172,200					。 152,700		
			計	。 195,000			。 195,000		19,500		19,500			
				150,000									10.0	
				45,000									88.7	
				42,200									90.0	
				130,000									100.0	

款	項	事業名	全 体 計 画						前年度の支 出額	前年度の未 支額	当該年度 の支額	当該年度 の未支額	翌年度 以降の 支額	年度 支額	継続費の 総額に 対する 進捗 率		
			年 度	年 割 額	左 の 財 源 内 訳			特 定 財 源								一 般 財 源	
					国 庫 支 出 金	地 方 債	そ の 他	—									
																	—
			平成24年度	7,000	3,850			3,150			7,000			70.3			
			平成25年度	2,953	1,624			1,329				2,953		29.7			
			計	9,953	5,474			4,479				2,953		46.2			
				13,000	7,150			5,850			7,000			100.0			
			平成24年度	228,000							228,000			66.9			
			平成25年度	294,000							294,000			70.0			
			計	522,000							522,000						
			平成24年度	113,000								113,000		33.1			
			平成25年度	126,000								126,000		30.0			
			計	239,000								239,000					
				341,000							228,000						
			計	420,000							294,000			100.0			

(2. 廃止分)

(単位 千円)

款	項	事業名	全体計画				前年度までの未支出額	前年度までの未支出額	当該年度支出額	当該年度支出額	当該年度までの支出額	翌年度以降支出額	年度支出額	継続率	費額対進捗率	
			年度	年割額	左の財源内訳											
					国県支出金	特定財源										一般財源
土木費	都市計画費	バリアフリー基本構想策定	平成24年度	8,100				8,100		8,100	8,100			50.0		
			平成25年度	8,100				8,100						8,100	50.0	
			計	16,200				16,200						8,100	100.0	

(3) 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	計上予算額	繰越予算額	
2. 総務費	1. 総務管理費	庁舎等施設整備事業	233,400	133,300	
		スポーツ施設整備事業	26,898	2,800	
3. 民生費	2. 企画費	電気自動車用充電設備設置経費	27,200	7,800	
		防災パンフレット作成経費	3,800	3,800	
		文化振興施設整備事業	16,000	9,000	
		高齢者福祉施設整備事業	583,324	471,400	
4. 衛生費	2. 児童福祉費	児童福祉施設整備事業	1,268,923	276,300	
		1. 保健衛生費	保健衛生施設整備事業	40,700	8,100
			クリーニングセンター建設計画策定経費	17,300	6,770
6. 農林水産業費	1. 農林費	経営体育成補助経費	83,200	79,000	
		土地基盤整備事業	255,322	51,460	
8. 観光費	1. 観光費	観光施設整備事業	197,150	24,500	
9. 土木費	1. 土木管理費	公営住宅明渡請求訴訟経費	31,260	1,500	
		2. 道路橋梁費	15,000	15,000	
道	道路橋梁	道路スロットク調査経費	661,700	31,000	
		道路橋梁維持補修経費	1,603,500	736,600	
		道路橋梁新設改良事業			

3.	河川費	河川維持補修経費	120,000	19,000
		河川堤防改修事業	268,600	151,200
4.	都市計画費	都市計画道路網見直し経費	6,000	5,900
		バリアフリーー基本構想策定経費	8,100	8,100
		街路事業	2,591,100	939,900
		公園施設長寿命化計画策定経費	27,000	20,285
		公園事業	176,700	4,660
10.	消防費	消防施設整備事業	1,057,900	740,000
11.	教育費	小学校施設整備事業	1,063,701	709,100
		中学校施設整備事業	723,919	264,600
		高等学校施設整備事業	23,000	11,000
		幼稚園施設整備事業	255,959	138,800
		社会教育施設整備事業	48,910	16,300
12.	災害復旧費	農業施設復旧費	29,200	7,800
		森林水産復旧施設費		
		土木施設復旧費	57,000	14,600

区分		(4) 地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する諸書 (単位 千円)					
		補正前		補正後		補正後	
		当該年度中増減見込み		当該年度中増減見込み		当該年度中増減見込み	
		当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額
1. 普通債	7,046,100	9,805,452	119,844,737	6,906,800	9,242,702	120,268,187	
(1) 土木	3,508,900	3,091,990	41,984,800	3,262,600	3,109,587	41,720,903	
(2) 教育	1,540,000	3,451,117	34,396,400	1,567,900	2,858,062	35,017,355	
(3) 公営住宅	24,600	1,101,140	9,294,647	24,600	1,103,325	9,292,462	
(4) その他	1,972,600	2,161,205	34,168,890	2,051,700	2,171,728	34,237,467	
3. その他	28,221,600	4,243,333	92,676,948	28,926,400	4,173,083	93,451,998	
(1) 消費	514,500	505,375	2,852,419	892,800	420,805	3,315,289	
(3) 減税補填	-	1,516,642	6,756,653	-	1,521,129	6,752,166	
(5) 減収補填	-	55,454	1,720,239	479,500	55,454	2,199,739	
(6) 第三セクター等改革推進	18,326,000	145,500	19,490,000	18,173,000	145,500	19,337,000	
(7) 臨時財政対策	6,697,600	1,608,735	45,448,384	6,697,600	1,618,568	45,438,551	
合計	35,319,600	14,054,794	212,653,405	35,885,100	13,421,794	213,851,905	

2. 下水道事業費特別会計

1. 総括 (1) 下水道事業費特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第 2 号)

(単位：千円)

(歳 入)	款	補正前の額	補正額	計
2	使用料及び手数料	3,566,467	△100,000	3,466,467
3	国庫支出金	422,926	45,200	468,126
6	繰入金	3,271,781	100,000	3,371,781
8	市債	3,219,300	56,600	3,275,900
	歳入合計	10,519,841	101,800	10,621,641

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源
				特 定 財 源			その他	
				国県支出金	地方債			
1 下水道事業費	4,641,602	6,400	4,648,002	△2,500	8,900	△100,000	100,000	
2 農業集落排水事業費	372,739	95,400	468,139	47,700	47,700		—	
歳出合計	10,519,841	101,800	10,621,641	45,200	56,600	△100,000	100,000	
				一般財源内訳		繰入金		100,000

2. 歳入
第2款 使用料及び手数料

第1項 使用料

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 下水道使用料	3,566,297	△ 100,000	3,466,297	下水道使用料	△ 100,000	下水道使用料 現年分 3,396,111－既計上3,496,111＝△100,000
計	3,566,297	△ 100,000	3,466,297			

下水道事業費特別会計

第3款 国庫支出金

第1項 国庫交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 農業集落排水事業 費国庫交付金	105,426	47,700	153,126	農業集落排水 事業費交付金	47,700	汚水処理施設整備交付金
2 下水道事業費国庫 交付金	317,500	△ 2,500	315,000	下水管渠布設 事業費交付金	△ 2,500	社会資本整備総合交付金
計	422,926	45,200	468,126			

下水道事業費特別会計

第 6 款 繰入金

第 1 項 一般会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	3,271,781	100,000	3,371,781	一般会計繰入金	100,000	一般会計繰入金
計	3,271,781	100,000	3,371,781			

下水道事業費特別会計

第 8 款 市債

第 1 項 市債

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 下水道事業債	3,219,300	56,600	3,275,900	1 下水道事業債	56,600	△ 2,500 11,400 47,700
計	3,219,300	56,600	3,275,900			

下水道事業費特別会計

3. 歳出
第1款

下水道事業費

第1項 下水道費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 一般管理費	2,919,914	—	2,919,914	特定財源 △100,000 (内訳) 使用料及び手数料 △100,000 一般財源 100,000			
計	3,355,357	—	3,355,357	特定財源 △100,000 一般財源 100,000			

下水道事業費特別会計

第1款 下水道事業費

第2項 下水管渠費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 下水管渠施設 事業費	938,300	△5,000	933,300	△5,000 特定財源 (内訳) 国庫支出金 △2,500 市債 △2,500	15 工事請負費	△5,000	公共下水道補助事業
計	1,197,445	△5,000	1,192,445	特定財源 △5,000 一般財源 0			

下水道事業費特別会計

第1款 下水道事業費

第3項 大和川流域下水道整備事業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 大和川流域下水道整備事業費	88,800	11,400	100,200	11,400 特定財源 (内訳) 市債 11,400	19 負担金補助及び交付金	11,400	大和川流域下水道整備補助事業
計	88,800	11,400	100,200	特定財源 11,400 一般財源 0			

下水道事業費特別会計

第2款 農業集落排水事業費

第2項 農業集落排水施設整備費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 農業集落排水施設整備事業費	267,460	95,400	362,860	特定財源 (内訳) 国庫支出金 47,700 市債 47,700	15 工事請負費	69,720	東部第2地区農業集落排水事業
					22 補償補填及び賠償金	25,680	
計	267,460	95,400	362,860	特定財源 一般財源			

下水道事業費特別会計

(2) 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	計上予算額	繰越予算額
1. 下水道事業費	1. 下水道費	公営企業会計移行経費	50,600	50,000
		下水道長寿命化計画策定経費	34,000	26,900
		公共下水道整備計画策定経費	13,000	12,900
	2. 下水管渠費	下水管渠布設事業	933,300	373,100
		下水処理場整備事業	158,200	115,900
	3. 大和川流域下水道整備事業費	大和川流域下水道整備事業	100,200	21,300
2. 農業集落排水事業費	2. 農業集落排水整備事業費	農業集落排水施設整備事業	362,860	155,000

(3) 地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	補 正 前		補 正 後	
	当該年度中増減見込み	当該年度末現在高見込額	当該年度中増減見込み	当該年度末現在高見込額
	当該年度中起債見込額		当該年度中起債見込額	
下 水 道 債	3,219,300	51,496,773	3,275,900	51,553,373
計	3,219,300	51,496,773	3,275,900	51,553,373

1. 総括 3. 住宅新築資金等貸付金特別会計 (1)住宅新築資金等貸付金特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第 2 号)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 市債	6,300	△6,300	—
歳入合計	652,378	△6,300	646,078

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地方債	その他	
2 公債費	25,607	△6,300	19,307		△6,300		-
歳出合計	652,378	△6,300	646,078		△6,300		-

2. 歳入

第3款 市債

第1項 市債

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 借換債	6,300	△ 6,300	-	1 借換債	△ 6,300	借換債
計	6,300	△ 6,300	-			

住宅新築資金等貸付金特別会計

3. 歳出
第2款 公債費
第1項 公債費
(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 元金	23,454	△6,300	17,154	特定財源 △6,300 (内訳) 市債 △6,300	23 償還金利子及 び割引料	△6,300	長期償元金償還経費
計	25,607	△6,300	19,307	特定財源 △6,300 一般財源 0			

住宅新築資金等貸付金特別会計

(2) 地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	補 正 前			補 正 後		
	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額
	当該年度中起債見込額	当該年度中 当償還見込額		当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
土 木 債	6,300	23,454	35,632	-	17,154	35,632
計	6,300	23,454	35,632	-	17,154	35,632

4. 国民健康保険特別会計
 (1) 国民健康保険特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第 3 号)

1. 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金	7,498,158	502,699	8,000,857
6 県支出金	1,444,306	41,900	1,486,206
9 繰入金	2,241,430	78,401	2,319,831
歳入合計	36,017,744	623,000	36,640,744

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	
2 保険給付費	24,254,117	623,000	24,877,117	544,599		78,401
歳 出 合 計	36,017,744	623,000	36,640,744	544,599		78,401
				一般財源内訳 繰入金 78,401		

2. 歳入

第3款 国庫支出金

第1項 国庫負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 療養給付費等負担金	6,076,696	243,530	6,320,226	現年度療養給付費等負担金	243,530	現年度療養給付費等負担金
計	6,320,012	243,530	6,563,542			

国民健康保険特別会計

第3款 国庫支出金

第2項 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 財政調整交付金	1,178,146	259,169	1,437,315	1 財政調整交付金	259,169	財政調整交付金
計	1,178,146	259,169	1,437,315			

国民健康保険特別会計

第6款 県支出金

第2項 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 県財政調整交付金	1,196,990	41,900	1,238,890	1 県財政調整交付金	41,900	県財政調整交付金
計	1,200,990	41,900	1,242,890			

国民健康保険特別会計

第9款 繰入金

第2項 基金繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 基金繰入金	97,930	78,401	176,331	1 国民健康保険 財政調整基金 繰入金	78,401	国民健康保険財政調整基金繰入金
計	97,930	78,401	176,331			

国民健康保険特別会計

3. 歳出
第2款 保険給付費

第1項 給付諸費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 一般被保険者療養給付費	19,865,103	623,000	20,488,103	544,599 特定財源 (内訳) 国庫支出金 502,699 県支出金 41,900 一般財源 78,401	19 負担金補助及び交付金	623,000	一般被保険者療養給付経費
計	24,254,117	623,000	24,877,117	544,599 特定財源 78,401 一般財源			

国民健康保険特別会計

5. 土地区画整理事業特別会計

(1) 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	計上予算額	繰越予算額
1. 西大寺地区土地区画整理事業	1. 西大寺地区土地区画整理事業	西大寺駅南地区土地区画整理事業	335,200	190,000
2. JR奈良駅南地区土地区画整理事業	1. JR奈良駅南地区土地区画整理事業	JR奈良駅南地区土地区画整理事業	348,800	126,000

6. 駐 車 場 事 業 特 別 会 計
 1. 総括 (1) 駐車場事業特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第 2 号)

(歳 入) (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料	100,000	△4,000	96,000
2 繰入金	228,258	4,000	232,258
歳入合計	328,300	—	328,300

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特 定 財 源			
				国県支出金	地方債	その他	
1 駐車場事業費	92,488	-	92,488			△4,000	4,000
歳出合計	328,300	-	328,300			△4,000	4,000
				一般財源内訳	繰入金		4,000

2. 歳入

第1款 使用料及び手数料

第1項 使用料

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 駐車場使用料	100,000	△ 4,000	96,000	1 駐車場使用料	△ 4,000	J R 奈良駅駐車場使用料
計	100,000	△ 4,000	96,000			

駐車場事業特別会計

第2款 繰入金

第1項 一般会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	228,258	4,000	232,258	一般会計繰入金	4,000	一般会計繰入金
計	228,258	4,000	232,258			

駐車場事業特別会計

3. 歳出
第1款 駐車場事業費

第1項 駐車場費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 駐車場管理費	92,488	-	92,488	特定財源 △4,000 (内訳) 使用料及び手数料 △4,000 一般財源 4,000			
計	92,488	-	92,488	特定財源 △4,000 一般財源 4,000			

駐車場事業特別会計

7. 簡易水道事業特別会計
 (1) 簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第 2 号)

1. 総括

(単位：千円)

歳入)	款	補正前の額	補正額	計
4	繰入金	367,542	—	367,542
	歳入合計	525,400	—	525,400

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		一 般 財 源
				国県支出金	地方債	
1 簡易水道事業費	236,359	—	236,359		9,460	△9,460
歳 出 合 計	525,400	—	525,400		9,460	△9,460

一般財源内訳 繰入金 △9,460

2. 歳入
第4款 繰入金

第1項 一般会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	367,542	△ 9,460	358,082	一般会計繰入金	△ 9,460	一般会計繰入金
計	367,542	△ 9,460	358,082			

簡易水道事業特別会計

第4款 繰入金

第2項 基金繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 簡易水道基金繰入金	—	9,460	9,460	1 簡易水道基金繰入金	9,460	簡易水道基金繰入金
計	—	9,460	9,460			

簡易水道事業特別会計

3. 歳出

第1款 簡易水道事業費

第1項 簡易水道費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 施設管理費	128,019	-	128,019	特定財源 9,460 (内訳) 繰入金 9,460 一般財源 △9,460			
計	236,359	-	236,359	特定財源 9,460 一般財源 △9,460			

簡易水道事業特別会計

1. 総括 8. 後期高齢者医療特別会計
 (1) 後期高齢者医療特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第 1 号)

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 繰入金	751,715	△9,600	742,115
歳入合計	4,710,000	△9,600	4,700,400

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地方債	その他	
2 後期高齢者医療広域連合納付金	4,477,558	△9,600	4,467,958				△9,600
歳 出 合 計	4,710,000	△9,600	4,700,400				△9,600
				一般財源内訳	繰入金	△9,600	

2. 歳入
第3款 繰入金

第1項 一般会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	751,715	△ 9,600	742,115	1 事務費繰入金 2 保険基盤安定繰入金	△ 18,258 8,658	事務費繰入金 保険基盤安定繰入金
計	751,715	△ 9,600	742,115			

後期高齢者医療特別会計

3. 歳出
第2款

後期高齢者医療広域連合納付金
第1項 後期高齢者医療広域連合納付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 後期高齢者医療広域連合納付金	4,477,558	△9,600	4,467,958	一般財源 △9,600	19 負担金補助及び交付金	△9,600	後期高齢者医療広域連合納付金経費
計	4,477,558	△9,600	4,467,958	特定財源 0 一般財源 △9,600			

後期高齢者医療特別会計

一般会計及び特別会計款別性質別経費総括表

(単位：千円)

会計款 性質区分	一般会計										特別会計				
	総務費	民生費	衛生費	農林水産業費	商工費	観光費	土木費	消防費	教育費	公債費	合計	下水道事業費	住宅新築資金等貸	国民健康保険	後期高齢者医療
扶助費		△ 249,000	12,000								△ 237,000				
維持補修費							31,000				31,000				
物件費	△ 26,633	△ 6,000	26,800	△ 770			35,000		△ 14,000		14,397				
補助費等	△ 267,900	△ 52,652		59,470							△ 261,082			623,000	△ 9,600
投資的経費	65,400	△ 67,930		87,099			100,000	△ 524,000	579,000	1,005,300	1,244,869	101,800			
普通建設事業	65,400	△ 67,930		87,099			100,000	△ 524,000	579,000	1,005,300	1,244,869	101,800			
補助	65,351	21,790					100,000	△ 466,000	219,840	886,082	827,063	90,400			
単独	49	△ 89,720		87,099			△ 58,000		359,160	119,218	417,806	11,400			
貸付及び積立金					△ 123,000						△ 123,000				
公債費											△ 783,000		△ 6,300		
繰出金		△ 9,600	△ 9,460				104,000				84,940				
計	△ 229,133	△ 385,182	29,340	145,799	△ 123,000	100,000	△ 354,000	579,000	991,300	△ 783,000	△ 28,876	101,800	△ 6,300	623,000	△ 9,600

物件費及び維持補修費の内訳表

(単位：千円)

附表 1

節	賃金需用費	細 節		委託料	使用料及び借料	備入	品補修費	持費	計
		消耗品費	印刷製本費						
総務費				△ 26,633					△ 26,633
民生費	△ 6,000								△ 6,000
衛生費				26,800					26,800
農林水産業費	△ 207	△ 147	△ 96		△ 180	△ 140			△ 770
土木費				35,000				31,000	66,000
教育費				△ 3,000	△ 11,000				△ 14,000
一般会計合計	△ 6,207	△ 147	△ 96	32,167	△ 11,180	△ 140		31,000	45,397

公債費・繰出金・その他経費の内訳表

附表 2

(単位：千円)

節	報	債	費	負担金補助及	補償	補填及	及び	扶	助	費	貸	付	金	償還金	利子及	繰	出	金	計
会計及び款				及び	金			金						引	料				
総	費			△ 114,900		△ 153,000													△ 267,900
民	費			△ 52,652				△ 249,000									△ 9,600		△ 311,252
衛	費							12,000									△ 9,460		2,540
農	費	△ 430		59,900															59,470
商	費										△ 123,000								△ 123,000
士	費																104,000		104,000
公	費													△ 783,000					△ 783,000
一	計	△ 430		△ 107,652		△ 153,000		△ 237,000			△ 123,000			△ 783,000			84,940		△ 1,319,142
住	金																		△ 6,300
国	保			623,000															623,000
後	療			△ 9,600															△ 9,600

投資的経費一覧表

(単位：千円)

款	補単	事業名	予算額	財源内訳				概要説明	
				国	県	地方債	その他		
総務費			65,400	32,208		33,100		92	
	補単	庁舎等施設整備事業	62,600	31,275		31,300		25	デジタル移動系防災行政無線整備施設整備
	補	スポーツ施設整備事業	2,800	933		1,800		67	耐震改修
民生費			△ 67,930	3,743	△ 39,273	△ 36,200	285	3,515	
	補単	高齢者福祉施設整備事業	△ 44,612	622	△ 47,212		繰入 1,900	78	耐震診断減額更正
	補単	児童福祉施設整備事業	△ 23,318	3,121	7,939	△ 36,200	繰入 △ 1,615	3,437	耐震診断・耐震改修減額及び財源更正
農林水産費			87,099		43,604	32,200	4,020	7,275	
	単	土地盤整備事業	87,099		43,604	32,200	分 4,020	7,275	担い手育成基盤整備ため池・農道・畑地帯・河川工作物整備
観光費			100,000	50,000		50,000		—	
	補	観光施設整備事業	100,000	50,000		50,000		—	奈良町生活環境施設整備
土木費			△ 524,000	△ 252,085		△ 260,200	△ 10,000	△ 1,715	
	補単	道路橋梁新設改良事業	△ 39,000	△ 1,650		△ 25,500	繰入 △ 10,000	△ 1,850	通学路整備減額更正
	補	河川堤防改修事業	△ 30,000	△ 15,000		△ 15,000		—	減額更正

款	補単	事業名	予算額	財源内訳				概説	明
				国	県	地方債	その他		
土木費	補単	街路事業	△ 455,000	△ 235,435		△ 219,700		135	JR奈良駅周辺整備 減額更正
	費		579,000	115,602		463,400		△ 2	
消防費	補単	消防施設整備事業	579,000	115,602		463,400		△ 2	消防・救急無線デジタル化整備 減額更正
	費		1,005,300	439,989		556,300		9,011	
教育費	補単	小学校施設整備事業	692,000	280,448		406,500		5,052	耐震診断・耐震改修 改築設計
	補単	中学校施設整備事業	209,000	87,479		117,700		3,821	耐震診断・耐震改修 減額更正
補単	補	高等学校施設整備事業	11,000	3,666		7,300		34	耐震改修
	補単	幼稚園施設整備事業	77,000	62,964		14,000		36	耐震改修 財源更正
補単	補	社会教育施設整備事業	16,300	5,432		10,800		68	耐震改修
	一般	合計	1,244,869	389,457	4,331	838,600	△ 5,695	18,176	

款	補単	事業名	予算額	財源内訳					概要説明
				国	県	地方債	その他	一般	
下水道事業費			6,400	△ 2,500		8,900		-	
	補	下水管渠布設事業	△ 5,000	△ 2,500		△ 2,500		-	減額更正
	単	大和川流域下水道整備事業	11,400			11,400		-	県営事業負担金
農業集落排水事業費			95,400	47,700		47,700		-	
	補	農業集落排水施設整備事業	95,400	47,700		47,700		-	東部第2地区施設整備
特別	合計		101,800	45,200		56,600		-	
総	計		1,346,669	434,657	4,331	895,200	△ 5,695	18,176	

奈良市地区計画の区域内における建築物の 制限に関する条例の一部改正について

奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成25年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成3年奈良市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第2 あやめ池遊園地跡地地区整備計画区域の部C地区の項を次のように改める。

C地区	次の各号に掲げる建築物以外の建築物
D地区	(1) 住宅（長屋、重ね建て住宅及び共同住宅を除く。以下この項において同じ。） (2) 延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次のアからオまでの一に掲げる用途を兼ねる住宅（これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。） ア 事務所（汚物運搬用自動車又は危険物運搬用自動車のための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。） イ 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店 ウ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設 エ 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合

	<p>計が0.75キロワット以下のものに限る。)</p> <p>オ 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>(3) 次のア又はイに掲げる用途を兼ねる住宅</p> <p>ア 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>イ 診療所（患者の収容施設を持つものを除く。)</p> <p>(4) 近隣に居住する者の利用に供するために設けられる公民館及び集会所</p> <p>(5) 巡査派出所</p> <p>(6) 公衆電話所</p> <p>(7) 公園又は緑地に設けられる公衆便所及び休憩所</p> <p>(8) 路線バスの停留所の上家</p> <p>(9) 前各号の建築物に附属するもの（東登美ヶ丘一丁目地区整備計画区域の項の第11号のアからオまでに掲げるものを除く。)</p>
--	--

別表第2 あやめ池遊園地跡地地区整備計画区域の部に次のように加える。

<p>地区計画の決定の際現に存する建築物又はその敷地が建築物の用途の制限に適合せず、又は適合しない部分を有する場合は、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分に対しては、建築物の用途の制限は、適用しない。</p>
--

別表第3 に次のように加える。

あやめ池遊園地跡地地区整備計画区域	D地区	10分の4
-------------------	-----	-------

別表第3 の2 登美ヶ丘駅周辺地区整備計画区域の項の次に次のように加える。

あやめ池遊園地跡地地区整備計画区域	D地区	10分の6
-------------------	-----	-------

別表第5 あやめ池遊園地跡地地区整備計画区域の部^{A地区}_{B地区}の項中「歩行者専用道路2号及び3号」を「市道中部第1581号線及び市道中部第1588号線」に、「5.0メートル」を「5メートル」に、「前号以外」を「ア以外」に、「3.0メートル」を「3メートル」に、「歩行者専用道路3号」を「市道中部第1581号線」に、「2.0メートル」を「2メートル」に、「6.0メートル」を「6メートル」に改め、同部に次のように加える。

D地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、1メートル以上とする。	(1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの (2) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの
-----	--	---

別表第6 東登美ヶ丘六丁目地区整備計画区域の項の次に次のように加える。

あやめ池遊園地跡地地区整備計画区域	D地区	(1) 10メートル。ただし、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、5メートルまでは当該建築物の高さに算入しない。 (2) 建築物の各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに5メートルを加えたもの。ただし、北側の前面道路の反対側に水面、線路敷その他これらに類するものに接する場合には、当該前面道路の反対側の境界線又は当該水面、線路敷その他これらに類するものに接する隣地境界線は、当該水面、線路敷その他これらに類するものの幅の2分の1だけ外側にあるものとみなす。また、建築物
-------------------	-----	--

		<p>の敷地の地盤面が北側の隣地（北側に前面道路がある場合においては、当該前面道路の反対側の隣接地をいう。以下同じ。）の地盤面（隣地に建築物がない場合においては、当該隣地の平均地表面をいう。）より1メートル以上低い場合においては、その建築物の敷地の地盤面は、当該高低差から1メートルを減じたものの2分の1だけ高い位置にあるものとみなす。</p>
--	--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参考)

奈良市地区計画の区域内における 建築物の制限に関する条例（抄）

別表第2 建築物の用途の制限（第3条関係）

ア		イ
地区整備計画区域・ 計画地区		建 築 物
あやめ池遊園 地跡地地区整 備計画区域	A地区	(略)
	B地区	(略)
	C地区	次の各号に掲げる建築物以外の建築物 (1) 延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、神社、寺院、教会その他これらに類するものの用途を兼ねる住宅（当該用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。） (2) 次のア又はイに掲げる用途を兼ねる住宅 ア 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの イ 診療所（患者の収容施設を持つものを除く。） (3) 近隣に居住する者の利用に供するために設けられる公民館及び集会所 (4) 公園又は緑地に設けられる公衆便所及び休憩所 (5) 東登美ヶ丘一丁目地区整備計画区域の項の第1号、第2号のア、イ、カ及びキ、第4号、第5号並びに第9号に掲げる建築物 (6) 前各号の建築物に附属するもの（東登美ヶ丘一丁目地区整備計画区域の項の第11号のアからオまでに掲げるものを除く。）

別表第5 壁面の位置の制限（第5条関係）

ア		イ	ウ
地区整備計画区域・ 計画地区		壁面の位置の制限	適用の除外
あやめ池遊園 地跡地地区整 備計画区域	A地区	<p>(1) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、次のとおりとする。 （次号に該当する建築物に係るものを除く。）</p> <p>ア 歩行者専用道路2号及び3号の道路境界線から5.0メートル以上</p> <p>イ 前号以外の道路境界線から3.0メートル以上</p> <p>ウ 歩行者専用道路3号に接する建築物の敷地については、隣地境界線から5.0メートル以上</p> <p>(2) 建築物に附属し守衛所等施設の管理・保安の用に供する建築物で、次に該当するものに係る建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は2.0メートル以上とする。</p> <p>ア 階数が1で、高さが6.0メートル以下</p> <p>イ 延べ面積が20平方メートル以下</p>	<p>(1) 巡査派出所</p> <p>(2) 公衆電話所</p> <p>(3) 公園又は緑地に設けられる公衆便所又は休憩所</p> <p>(4) 路線バスの停留所の上家</p> <p>(5) ガス事業法第2条第1項に規定する一般ガス事業又は同条第3項に規定する簡易ガス事業の用に供するバルブステーション、ガバナーステーション又は特定ガス発生設備</p> <p>(6) 農業利水又は治水の用に供する施設</p>
	B地区		

奈良市下水道条例及び奈良市農業集落排水処理施設
条例の一部を改正する条例の一部改正について

奈良市下水道条例及び奈良市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の一部を
次のように改正しようとする。

平成25年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市下水道条例及び奈良市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の一
部を改正する条例

奈良市下水道条例及び奈良市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例（平成2
4年奈良市条例第53号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成25年11月分」を「平成25年9月分」に、「同年10月分」を
「同年8月分」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参考)

奈良市下水道条例及び奈良市農業集落排水 処理施設条例の一部を改正する条例（抄）

附 則

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の奈良市下水道条例第18条第3項の規定及び第2条の規定による改正後の奈良市農業集落排水処理施設条例別表第2の規定は、平成25年11月分以後の分として徴収する使用料について適用し、同年10月分までの分として徴収する使用料については、なお従前の例による。